

高岡市耐震改修促進計画

平成 20 年 5 月	策定
平成 31 年 3 月	改定
令和 5 年 3 月	一部改定

高 岡 市

目 次

第1章 計画の目的と位置付け	1
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
4 計画改定の背景等	
5 想定される地震の規模・被害の状況	
第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	8
1 住宅の耐震化の現状と目標	
2 建築物の耐震化の現状と目標	
第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策	15
1 耐震化の取組み基本方針	
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援	
3 大地震に備えた事前対策の推進	
4 耐震改修促進法に基づく耐震化促進策の周知等	
第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	28
1 相談体制の充実	
2 パンフレットや耐震改修工事事例集の活用	
3 地震防災マップを活用した啓発活動	
4 リフォームにあわせた耐震改修の推進	
5 防災査察・定期報告を活用した啓発活動	
6 町内会等との連携	
7 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取り組み	
8 所管行政庁との連携	

－ 第 1 章 計画の目的と位置付け －

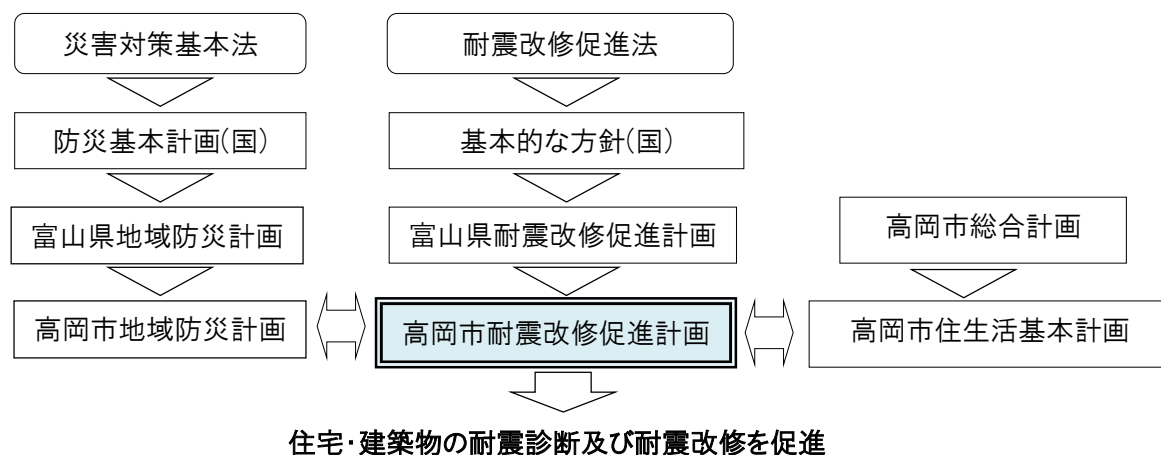
1 計画の目的

本計画は、建築基準法の新耐震基準が導入（昭和 56 年 6 月）される以前の建築物の耐震化を図ることにより、市民の生命や財産を保護するため、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として、耐震化の目標と施策等を定めます。

地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、それらの耐震性向上策として、県及び他市町村と連携しつつ耐震診断・改修等を総合的かつ計画的に促進するための基本的な枠組を定めることを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第 6 条第 1 項及び建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号。以下「基本方針」という。）に基づき策定します。また、本計画は高岡市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として位置付けられるもので、「高岡市総合計画」、「高岡市住生活基本計画」及び「高岡市地域防災計画」との整合を図ります。



3 計画期間

本計画は、今後の耐震改修促進に向けた基本的な方針を制定し、令和 7 年度の目標を設定します。社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行います。

4 計画改定の背景等

(1) 計画改定の経緯

平成 18 年 1 月 26 日に改正耐震改修促進法が施行されました。同法では、都道府県において耐震改修促進計画を策定することを義務付けており、市町村においては計画を定めるよう努めることとされています。

本市では、平成 19 年 4 月に策定された、住宅・建築物の平成 27 年時点の耐震化率の目標や耐震改修促進施策等を定めた県の「富山県耐震改修促進計画」に基づき、「高岡市耐震改修促進計画」を平成 20 年 5 月に策定しました。

また、平成 31 年 3 月には、東日本大震災の被害などにより平成 25 年に耐震改修促進法が改正されたこと、国と県における住宅・建築物の耐震化率目標が見直しされたことなどから、本市における耐震化率の現状等を踏まえ、計画を見直しました。

このたび、大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号。以下「耐震改修促進法施行令」という。）が平成 31 年 1 月 1 日に改正されたこと、基本方針が令和 3 年 12 月 21 日に改正され、耐震化率の目標が見直されたこと、平成 30 年住宅・土地統計調査結果等を基に本市における耐震化率の状況が更新されたこと等を踏まえ、計画を見直すものです。

(2) 耐震改修促進法施行令等の改正

耐震改修促進法施行令が改正され、平成 31 年 1 月 1 日に施行されました。また、基本方針が令和 3 年 12 月 21 日に改正され、同日施行されました。

改正の主な内容は以下のとおりです。

- ・耐震改修促進法施行令第 4 条の通行障害建築物に、建物に付属する組積造の塀が追加された。【耐震改修促進法施行令】
- ・耐震化の目標が見直された。【基本方針】

5 想定される地震の規模・被害の状況

(1) 地震による被害想定について

今後、本市で起こり得る大規模な地震を予測し、被害を想定することは、地震災害対策を推進するうえで前提となるものです。

また、地震による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が地震災害対策を推進するうえにおいて役立つばかりでなく、防災関係機関や市民の地震に対する意識高揚にも大きな効果が期待できます。

なお、地震による被害は、地形、地質、地盤等の自然条件や都市化、工業化の進展等の社会的条件によって大きく変化することに留意し、市内の活断層や過去の地震被害等を把握するとともに、地震被害の想定に基づく地震災害対策を推進する必要があります。

(2) 活断層について

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代でいう第四紀（約 180 万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層といいます。

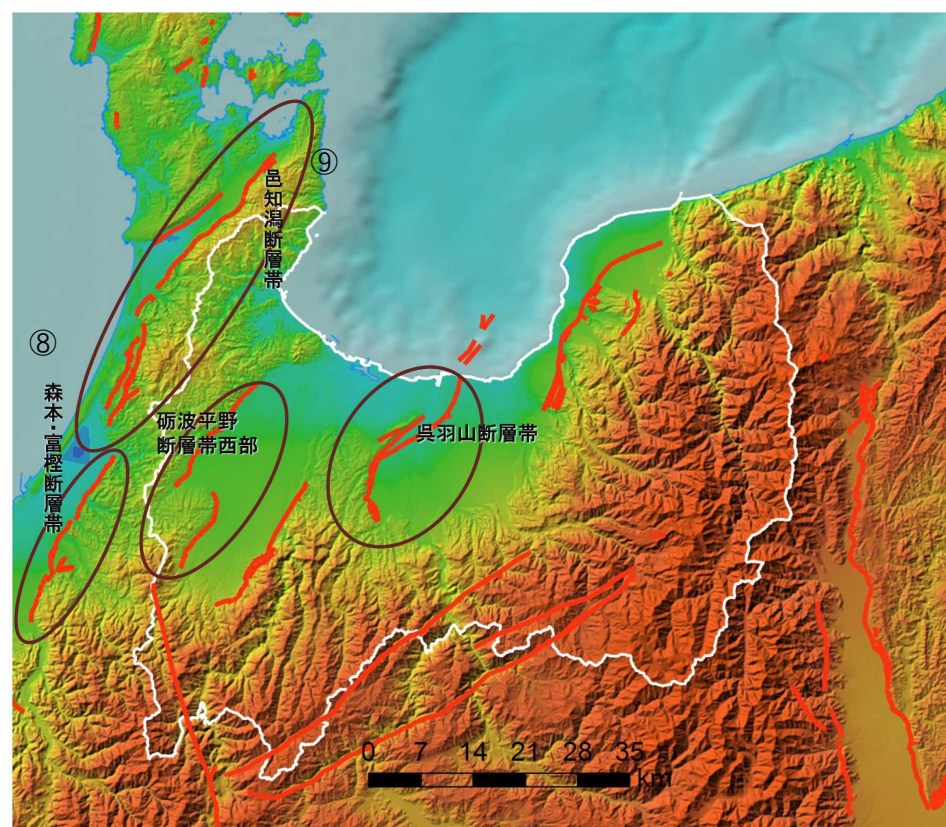
活断層は、1891 年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995 年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、地震の発生源となりうる断層であり、将来の活動の可能性の推定に役立てるため活動履歴調査等が実施されています。

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査研究推進本部」）において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表しています。

現在公表されている県内の活断層（①～⑦）、及び、富山県に影響を及ぼすことが想定されている活断層（⑧⑨）については、次のとおりです。

- ①跡津川断層帯
- ②牛首断層帯
- ③魚津断層帯
- ④砺波平野断層帯西部
- ⑤砺波平野断層帯東部
- ⑥呉羽山断層帯
- ⑦庄川断層帯
- ⑧森本・富樫断層帯
- ⑨邑知型断層帯

＜富山県及び周辺の主要な活断層＞



(3) 過去の地震

富山県に關係する歴史地震は、表1（「富山県内に被害をもたらした主な歴史地震」）のとおりであり、中でも特に、1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は本県に大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されています。

また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計530回（2021年12月31日現在）であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は10回しかなく、富山県は全国的にも有感地震の少ない県といえます。表2（「震度4以上を記録した地震一覧」参照）

なお、津波被害に関しては、近年記録がなく、被害の実態はつかめませんが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はありません。

表1：富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

発生年	地震名又は被害の大きかった地域	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863(貞観5)		7以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586(天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木船城崩壊、白川谷被害多し	(5~6)
1662(寛文2)	(琵琶湖付近)	7.25~7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)
1668(寛文8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707(宝永4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す	(5~6)
1858(安政5)	飛越地震	7.0~7.1	大鷲・小鷲崩壊、洪水、流出家屋多し	(5~6)
〃	(大町付近)	5.7		—

※上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧【増補改訂版】」（宇佐美龍夫、1996年）において1900年以前で本県に関する記事のあるものを記載した。空欄は記載なし。

表2：震度4以上を記録した地震一覧

発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933(昭和8)	石川県能登地方	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木4
1944(昭和19)	三重県南東沖	7.9	不明	富山4
1948(昭和23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	富山4
1952(昭和27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良4
1993(平成5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木4
2000(平成12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	小矢部4
2007(平成19)	能登半島沖	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	・富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋5弱 ・高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日4
2007(平成19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷1	氷見、舟橋4
2013(平成25)	石川県加賀地方	4.2	被害無し	小矢部4
2020(令和2)	石川県能登地方	5.5	軽傷2	氷見、富山、舟橋4

※「理科年表」（国立天文台、平成13年）及び「富山県気象災異史」（富山地方気象台、富山県、昭和45年）及び「気象庁震度データベース検索」等による。

(4) 被害想定

地震には、海溝型地震と内陸型地震がありますが、過去の記録から、本県に影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層を始めとする大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えられます。

地震の被害想定は、このような直下型地震が起きた場合において、当該地の諸般の自然条件及び社会条件を反映させたくえて、被害がどの程度予想されるかをマクロ的に把握し、今後の地震対策を推進するための基礎資料とするものです。

被害の想定は下表のとおりですが、これは一定の条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震被害の経験値をもとに推計していることから、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となるので、その前提のもとに取り扱う必要があります。

＜高岡市における被害想定＞

《邑知潟断層帯地震（ケース４）の想定被害（高岡市）》

項 目			被 害 予 測 数			
物的被害	建物被害	建物分類		住宅	非住宅	合 計
		現 況（棟）		84,712	46,816	131,528
		地盤の揺れ	全 壊（棟）	32,091	12,709	44,800
			半 壊（棟）	17,257	7,617	24,874
			被害率（％）	58.3%	43.4%	53.0%
		地盤の液状化	全 壊（棟）	1,295	469	1,764
			半 壊（棟）	1,747	633	2,380
			被害率（％）	3.6%	2.4%	3.2%
		急傾斜地崩壊	全 壊（棟）	7	3	10
			半 壊（棟）	16	8	24
			被害率（％）	0.03%	0.02%	0.03%
		合 計	全 壊（棟）	33,393	13,181	46,574
			半 壊（棟）	19,020	8,258	27,278
			被害率（％）	61.9%	45.8%	56.1%
		火災・延焼	焼 失（棟）	383	203	586
		建物屋外付帯物の落下（棟）		17,364	9,596	26,960
		ブロック塀等倒壊	現 況（件）	18,080		
倒 壊（件）	4,138					
自動販売機の転倒	現 況（件）	6,918				
	転 倒（件）	0				
人的被害	死傷者	現況人口（人）		174,275		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊（人）		1,981	9,295	11,276
		急傾斜地崩壊（人）		1	1	2
		火災・延焼（人）		14	15	29
		各種の塀倒壊（人）		0	0	0
		自動販売機の転倒（人）		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下（人）		0	0	0
		合 計（人）		1,996	9,311	11,307

出典：高岡市地域防災計画（令和４年１０月改定）

－第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標－

1 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

市内の住宅総数は、約 63,200 戸です。このうち、一定の耐震性が確保された※¹と思われる住宅戸数は約 49,400 戸と推計され、耐震化率は約 78%です。

「住宅」：

構造種別にかかわらず、戸建住宅、併用住宅、長屋、共同住宅等のこと。ただし、空き家は含まれない。

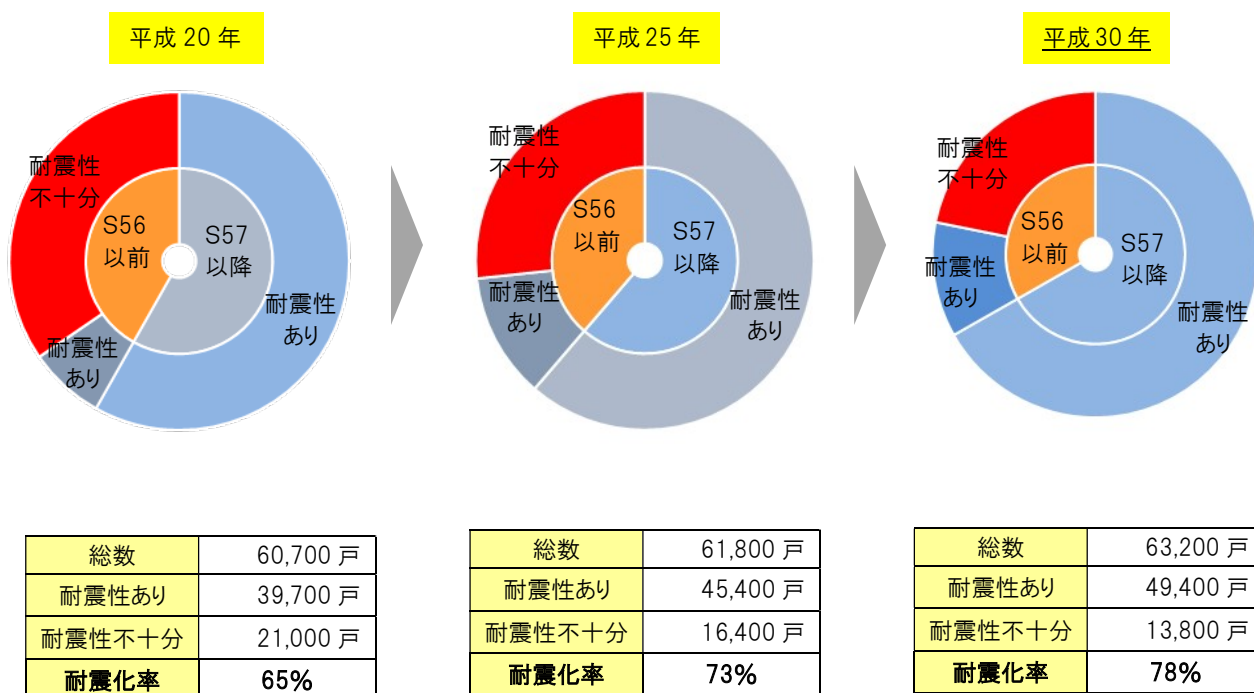
		平成 20 年※ ²	平成 25 年※ ²	平成 30 年※ ³
住宅総数		60,700 戸	61,800 戸	63,200 戸
(昭和 56 年以前建築のもの)		(25,400 戸)	(23,800 戸)	(21,000 戸)
	耐震性が不十分	21,000 戸	16,400 戸	13,800 戸
	(率)	35%	27%	22%
内 訳	木造戸建住宅	47,100 戸	50,200 戸	45,800 戸
	(昭和 56 年以前建築のもの)	(23,400 戸)	(21,800 戸)	(19,000 戸)
	耐震性が不十分	20,600 戸	16,000 戸	12,400 戸
	(率)	44%	32%	27%
	共同住宅その他の住宅	13,600 戸	11,600 戸	17,400 戸
	(昭和 56 年以前建築のもの)	(2,000 戸)	(2,000 戸)	(2,000 戸)
	耐震性が不十分	400 戸	400 戸	1,400 戸
	(率)	3%	3%	8%

※¹ 本計画において、建築基準法の構造規定が大幅に改正された 1981 年(昭和 56 年)の基準(新耐震基準)と同程度以上の耐震性を有するものを「一定の耐震性が確保された」または「耐震性あり」、有しないものを「耐震性が不十分」または「耐震性なし」と記載する。

※² 国土交通省の推計に基づき、昭和 56 年以前建築の木造戸建住宅の約 88%、共同住宅等の約 24%が、耐震性が不十分であると推計(耐震改修を実施したものは耐震性が不十分なものから除外)

※³ 昭和 56 年以前建築の一定の耐震性が確保されていると思われる住宅の割合は国土交通省の推計方法に準じて算出。なお、H30 調査では推計方法が見直され、平成 20～30 年の住宅・土地統計調査から得られる、平成 16～30 年に耐震診断を実施し、結果「耐震性が確保されていた」住宅の割合とされた。

住宅の耐震化の進捗状況



(2) 目標設定における背景と課題

富山県の耐震化率の目標設定については、県の耐震化率の現状の約 80%（平成 30 年）を令和 7 年度までに 90%にすることを目標としています。

耐震化率向上の要素として、①耐震改修工事の実施、②昭和 56 年以前の耐震性の不十分な住宅の建替え又は除却等、③新設住宅の増加、が考えられます。

富山県では、平成 16 年度から平成 30 年度までの 15 年間で、約 93,500 戸（※1）の住宅が新築されていますが、平成 30 年度までに行われた耐震改修工事は約 7,100 戸（※2）となっており、一定の耐震性が確保された住宅の多くは新築によるものが占めています。また、1 住宅あたりの延べ面積が全国 1 位（※2）であるなど、大きな住宅が多く、耐震改修工事に費用がかかることや、全国と比較して有感地震が少ないため、地震に対する意識が高くないこと、世帯分離の進行により耐震性の不十分な住宅の建て替えが進んでいないことなどが要因となり、全国と比較して耐震化率が低い状況となっています。

本市としてもこれらの状況をふまえ、耐震改修の実施のほか、耐震性を満たす住宅への建替えも含め、意識啓発や周知活動、支援制度の活用などの施策を推進することを前提とし、目標を設定する必要があります。

（※1）新設住宅着工統計による、（※2）住宅・土地統計調査による

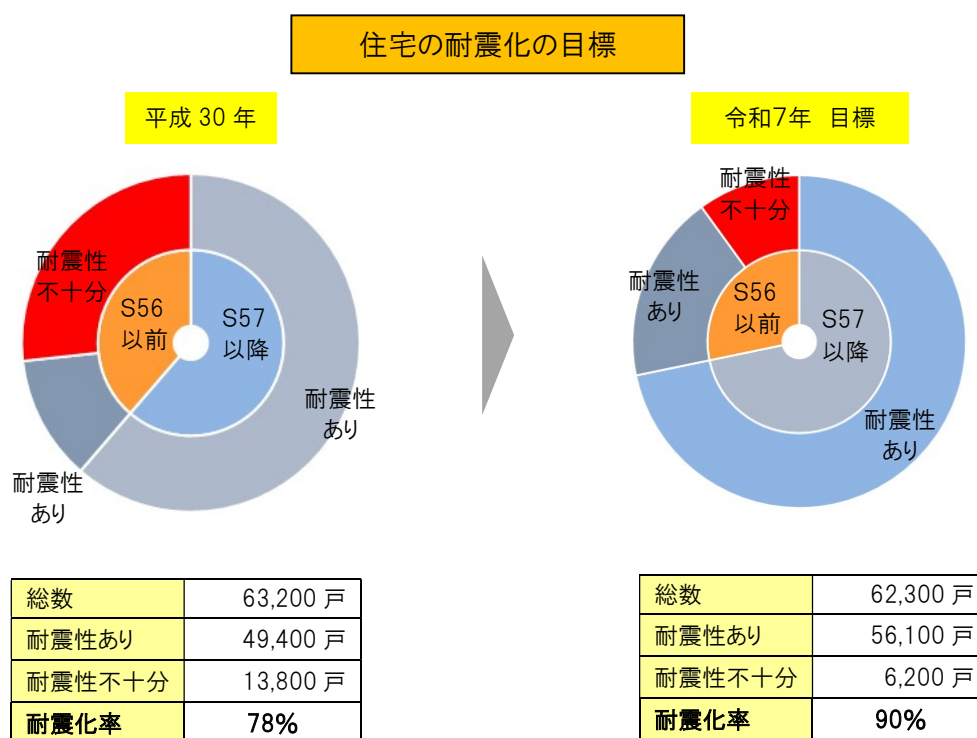
(3) 耐震化の目標

住宅総数は、これまでの動向では、緩やかに増加していましたが、国立社会保障・人口問題研究所の世帯数の将来推計をふまえば、平成 25 年度に約 61,800 戸であったものが、令和 7 年度には約 62,300 戸になると見込まれます。

今後も、耐震化の施策を推進していきますが、これまでの耐震化率の推移や、世帯分離の進行により耐震性の不十分な住宅の建て替えが進まない状況が今後も続くことなどをふまえ、令和 7 度末に耐震化率を 90%にすることを目標とします。

○住宅の耐震化の現状と目標

	平成 25 年	平成 30 年	令和 7 年
耐震性が不十分	16,400	13,800	6,200
総数	61,800	63,200	62,300
耐震化率	73 %	78 %	90 %



2 建築物の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

市内の多数の者が利用する建築物※1の総数は、約748棟です。このうち、耐震性のあると思われる棟数は約657棟で、耐震化率は約88%です。

※1 耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物

種別	総数 (棟)	昭和 57 年 以降 建築(棟)	昭和 56 年以前建築		耐震化率
			耐震性 あり(棟)	耐震性 不十分(棟)	
	A	B	C	D	E=(B+C)/A
1.被災時に拠点となる施設及び救護施設 庁舎、消防署、その他公益上必要な施設、病院、診療所、等	40	23	10	7	83%
2.住民の避難所等として使用される施設 及び要援護者施設 幼稚園、小中学校、高等学校、盲聾養護学校、体育施設、社会福祉施設、等	223	134	83	6	97%
3.比較的滞在時間の長い施設 ホテル、旅館、賃貸住宅、寄宿舎、下宿、等	182	130	42	10	95%
4.多数の者が集まる集客施設 劇場、展示場、図書館、集会場、店舗、等	34	19	8	7	79%
5.その他の特定建築物 事務所、工場、自動車庫、等	269	151	57	61	77%
合 計	748	457	200	91	88%

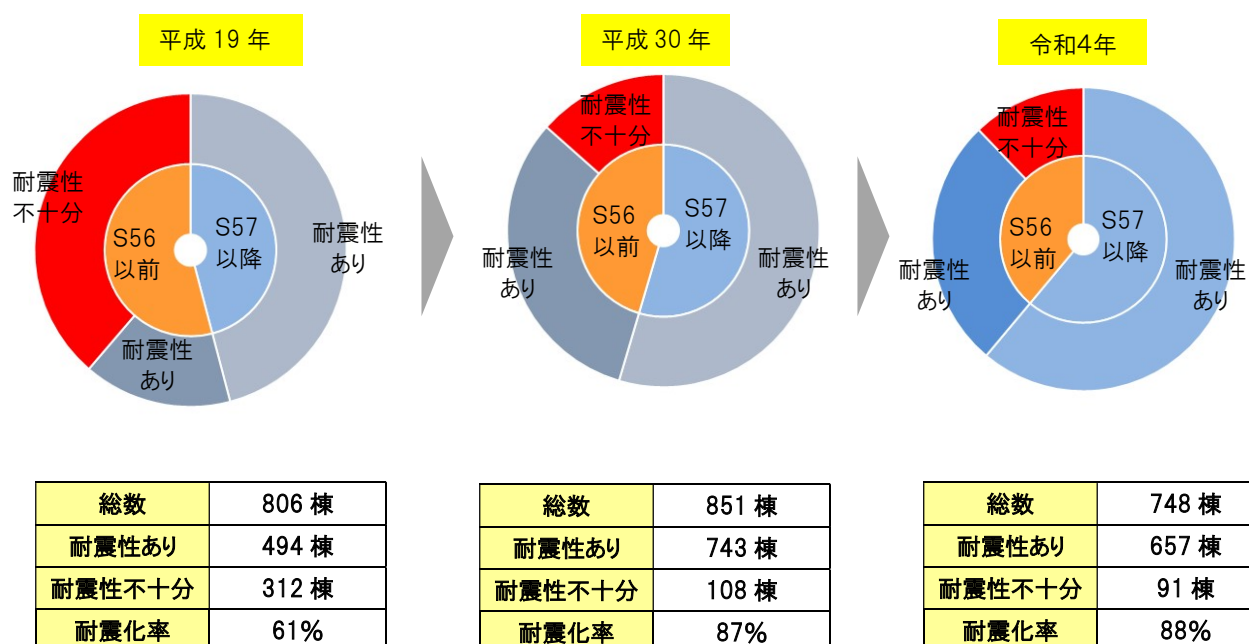
(令和4年4月現在)

※耐震診断未実施の棟については、国土交通省の推計による施設用途ごとの耐震化率を採用し推計。

庁舎、消防署、幼稚園、体育施設、劇場・展示場等、その他の多数の者が利用する建築物:49.6%

病院:42.1% 学校施設:29.6% 社会福祉施設:44.6% ホテル、旅館:35.8% 賃貸住宅、寄宿舎等:76.0% 店舗等:47.8%

建築物の耐震化の進捗状況



(2) 目標設定における背景と課題

富山県全体においては、平成 17 年から令和元年度の間に耐震化率は約 72%から約 90%へ向上しましたが、そのうち民間施設は約 76%から約 88%となっています。

本市でも、平成 19 年から令和 4 年の間に耐震化率は約 61%から約 88%へ向上しましたが、まだ耐震性の不十分な建物が残っており、耐震化への意識啓発の取り組みが行き届いていないことが原因と考えられます。

(3) 耐震化の目標

被災時に重要な役割を担う施設や避難場所、弱者の滞在する施設については、重点的に耐震化を図ります。また、比較的滞在時間の長い施設や民間施設の割合が多い、多数の者が集まる集客施設及びその他の特定建築物に対して耐震化の普及啓発を図り、市内の建築物の耐震化率を 95%にすることを目標とします。

(4) 公的施設及び被災時に重要な役割を担う施設の耐震化の現状と目標

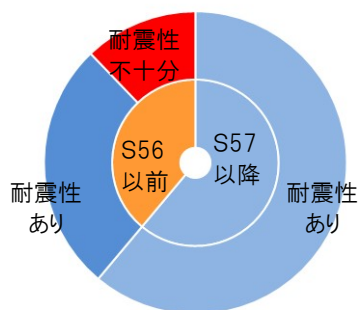
本計画では、地震被災時において災害対策拠点機能の確保を図るうえで、重要な施設である被災時の拠点施設、病院施設、公営住宅の耐震化の促進を図ります。なお市有施設については、民間建築物の所有者等の手本となるよう、耐震化の促進に努めます。

○建築物の耐震化の現状と目標

	平成 30 年	令和 4 年	令和 7 年
耐震性が不十分	108	91	39
総数	851	748	778
耐震化率	87 %	88 %	95 %

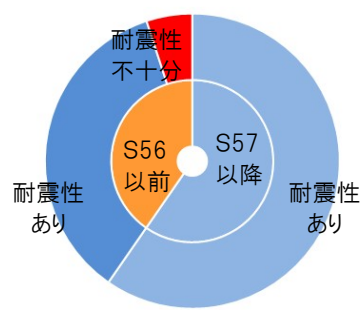
建築物の耐震化の目標

令和4年



総数	748 棟
耐震性あり	657 棟
耐震性不十分	91 棟
耐震化率	88%

令和7年 目標



総数	778 棟
耐震性あり	739 棟
耐震性不十分	39 棟
耐震化率	95%

○種別ごとの耐震化の目標

2025 年度末の耐震化の目標については、以下のとおりとする。

種別	総数 (棟)	昭和 57 年 以降 建築(棟)	昭和 56 年以前建築		耐震化率
			耐震性 あり(棟)	耐震性 不十分(棟)	
	A	B	C	D	$E=(B+C)/A$
1. 被災時に拠点となる施設及び救護施設	40	24	14	2	95%
2. 住民の避難所等として使用される施設 及び要援護者施設	216	144	67	5	
3. 比較的滞在時間の長い施設	182	133	38	11	
4. 多数の者が集まる集客施設	38	24	12	2	
5. その他の特定建築物	302	190	93	19	
合 計	778	515	224	39	95%

- ・ 1. 被災時に拠点となる施設及び救護施設については、全数が大きく増減することはないと考えられます。耐震化については、公益施設が多いため計画的に進めて行くものとし、目標設定します。昭和 56 年以前の建築物の滅失については 5.4% (過去のトレンド：国土交通省耐震化目標資料より) とします。
- ・ 2. 住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設については、学校等の統廃合を考慮し、全数を 3.0% 減とし算定します。なお、減する 3.0% については昭和 56 年以前の建築物として算定し、滅失するものとし、目標設定します。
- ・ 3. 比較的滞在時間の長い施設の全数については、現状のままとし、昭和 56 年以前の建築物の滅失については、5.4% とし算定します。
- ・ 4. 多くの県民が集まる集客施設及び 5. その他の多数の者が利用する建築物については、国土交通省の算定根拠に準じ、全数の増加を 12.1% とし、昭和 56 年以前の建築物の滅失については 5.4% とし、目標設定します。

一第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策一

1 耐震化の取組み基本方針

地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物全てについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられています。

既存建築物の耐震化を促進していくには、まず住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として考え、市民ひとりひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要になります。

本市においては、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。また、住宅の耐震化については、緊急的に促進するため、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき取り組みます。

(1) 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要です。

特に、要緊急安全確認大規模建築物等の所有者は、義務付けされた耐震診断の結果に基づき、必要に応じて耐震化に努めることが求められています。

(2) 市および県の役割

市は、住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集及び県と連携した施策の展開等に努め、県は、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努めるものとします。

- ・ 県計画、市計画の改定
- ・ 耐震化支援策の実施
- ・ 相談窓口の設置、情報提供・普及啓発等の実施
- ・ 建築関係団体・自治会などの地域との連携・調整
- ・ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの作成

(3) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保のための技術的な支援に努め、行政と連携し、情報提供、普及啓発等を実施し、耐震化の促進に努めるものとします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

本市は、住宅・建築物の所有者等に、住宅・建築物の耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化に対する補助や税の優遇措置の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

(1) 住宅の耐震化支援

① 木造住宅耐震診断支援事業(富山県支援制度)

富山県では、平成 15 年度より耐震診断を希望する木造住宅の所有者の求めに応じて、富山県から委託を受けた（一社）富山県建築士事務所協会が建築士を派遣して、調査・診断を行うと共に、その結果を住宅所有者に報告することにより、耐震化を支援しています。

○制度概要

対象建築物	申請者負担	
・木造一戸建て、階数が2以下 ・昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ・在来軸組み工法であるもの	延べ面積 280 ㎡以下	図面有 2,000 円
	〃	図面無 4,000 円
	延べ面積 280 ㎡超	図面有 3,000 円
	〃	図面無 6,000 円

② 木造住宅耐震改修支援事業(高岡市支援制度)

平成 17 年度より耐震改修を希望する木造住宅の所有者等に対し、県と市町村が連携して耐震改修工事に対して補助金を交付し、耐震化を支援しています。なお、1 住宅あたりの延べ面積が全国 1 位である状況等をふまえ、建物の倒壊から人命を守る可能性を高めることを目的とし、部分的な改修への支援を平成 26 年度から、段階的に行う改修への支援を令和元年度から行っています。

○制度概要

対象建築物	対象工事（いずれかに該当する工事）	補助金額	補助率
・木造一戸建て、階数が2以下 ・昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ・在来軸組み工法であるもの	I 建物全体(1階+2階)をlw値 1.0 以上に改修	限度額 100 万円	4/5
	II 1階の主要居室(寝室・居間等)だけを lw値 1.5 以上に改修		
	III 1階(全体)だけを lw値 1.0 以上に改修		
	IV 建物全体を lw値 0.7 未満から、0.7 以上 1.0 未満に改修する工事		

また、避難路に面する危険なコンクリートブロック塀及び組積造の塀の撤去・建替えに対しても補助金を交付し、地震発生時に塀の倒壊から人命を守り、避難・復旧活動を可能にすることで街路の耐震安全性を向上させます（令和5年度～令和7年度実施予定）。

○木造住宅耐震改修支援事業の制度概要（危険コンクリートブロック塀等撤去・建替）

対象避難路	対象工事	補助金額	補助率
以下を除く、住宅等から避難場所へ通じる道路 ・避難場所に向けて誰も通らない箇所 ・当該塀との間に幅 90 cm 超の水路がある箇所	I 塀撤去	限度額 10 万円	【2/3】 県 1/3 市町村 1/3 ※住宅以外の場合の補助率の内訳は、すべて高岡市
	II 塀撤去・建替え	限度額 15 万円	

③ たかおか暮らし支援事業（高岡市支援制度）

高岡市のまちなか区域と居住誘導区域内で、木造住宅耐震改修支援事業を活用する耐震改修工事と同時にリフォームを行う場合、リフォームに要する費用の一部を補助します。

・補助額：リフォームに要する費用 1/3、 限度額：20 万円／戸

④ 住みよい家づくり資金融資制度（県融資制度）

子育て世帯及び転入世帯の個人住宅の建築や購入に対して融資及び利子補給を行います。また、耐震化リフォームやブロック塀の安全対策に対して融資を行います。

・融資額：500 万円以内、融資利率：1.6～1.9%（固定金利）、償還期間：15 年以内

⑤ 木造住宅耐震化支援事業の推進

耐震診断実施後の耐震改修をより推進するため、県や他市町村、建築関係団体と連携し、診断実施者への個別フォローアップの充実を図ります。

(2) 建築物の耐震化支援

①要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援

耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対し、県と市町村が連携して耐震診断・耐震改修工事費に対して補助金を交付し、耐震化を支援します。

○国の建築物耐震対策緊急促進事業(要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援)の概要 (※1)

対象事業	対象建築物	補助率
補強設計	要緊急安全確認大規模建築物	【5/6】 国 1/2 地方公共団体 1/3
耐震改修	災害時の活用等の協定を市町村と締結する不特定多数が利用する要緊急安全確認大規模建築物	【44.8%】 国 1/3 地方公共団体 11.5%

②多数の者が利用する建築物の耐震化支援

国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用する市町村に対し助言・支援などを行い、多数の者が利用する建築物等の耐震化を支援します。

○国の建築物耐震対策緊急促進事業(避難場所等となる建築物の耐震化支援)の概要 (※1)

対象事業	対象建築物	補助率
耐震診断 補強設計	避難場所等であり、災害時に重要な機能を果たす建築物等	【2/3】 国 1/3 地方公共団体 1/3
耐震改修	避難場所等であり、災害時に重要な機能を果たす建築物等	【23%(2/3)】 国 11.5%(1/3) 地方公共団体 11.5%(1/3) ()は対象が避難所の場合
	避難場所等の天井、エレベーター、エスカレーター	【23%】 国 11.5% 地方公共団体 11.5%

○国の住宅・建築物安全ストック形成事業(耐震改修事業)の概要

対象事業	対象	補助率
耐震改修	災害時に重要な機能を果たす建築物等、天井、エレベーター、エスカレーター	【23%】 国 11.5% 地方公共団体 11.5%
ブロック塀の安全確保	避難路沿道等に存するブロック塀等	【2/3】 国 1/3 地方公共団体 1/3

※「(2) 建築物の耐震化支援」の記載は全て令和3年4月時点

※1 建築物耐震対策緊急促進事業は令和5年度までの事業の予定

(3) 国等による住宅・建築物に係る税制・融資制度の周知

①住宅ローン減税等

住宅の取得又は既存住宅の耐震改修をした場合、住宅借入金等を有する場合に所得税額等から控除等を受けることができます。

※条件、対象限度額等は財務省、国税庁等のホームページ参照

②住宅金融支援機構による融資制度

対象	商品名	概要
個人向け	リフォーム融資 (耐震改修工事)	・耐震改修工事または耐震補強工事を行うために必要な資金に対する融資 ・満60歳以上の方は「高齢者向け返済特例(※)」の利用が可能 ※毎月の支払を利息のみとし、元金は申込者が全員亡くなられた際に、相続人の方からの一括返済か、担保物件(住宅および土地)の売却等により返済
個人向け	リ・バース60	・住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する満60歳以上の方向けの住宅ローン ・毎月の支払は利息のみで、元金は申込者が全員亡くなられた際に、相続人の方からの一括返済か、担保物件(住宅および土地)の売却により返済 ・「住宅の建設・購入」、「住宅のリフォーム」等の資金使途で利用可能
マンション管理組合・ 区分所有者向け	マンション共用部分 リフォーム融資	・共用部分のリフォーム工事や耐震改修工事などの工事費用が対象となる融資

※ 令和3年12月時点

※ 制度の詳細、金利等は住宅金融支援機構のホームページ参照

3 大地震に備えた事前対策の推進

(1) 地震時の総合的な安全対策

住宅・建築物の耐震化に加え、地震時の総合的な安全性を確保するため、以下の取組みを推進します。

①屋根ふき材、外装材、外壁、窓ガラス、屋外看板等の落下防止対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、屋根ふき材や外装材、外壁、窓ガラス、屋外看板などの損壊・落下による被害も懸念されます。

このため、地震発生時に建築物からの落下物による建築物の利用者や通行人への危害を防ぎ、安全性を確保するために、建築物の所有者等に対して適正な維持管理や必要に応じて改修を行うよう啓発及び指導を図ります。特に、建築物の敷地に余裕がない繁華街や通学路などの建築物の落下防止対策について定期報告制度等を活用した情報把握を行い、未対策建築物について、その所有者等に安全性を確保するよう改善指導を行います。

②エレベーター・エスカレーターの防災安全対策

エレベーター・エスカレーターの定期報告等の機会を活用し、地震時のリスク等を建築物所有者等に周知することで、耐震安全性の確保を促進します。また、エスカレーターの脱落による死傷や、避難の妨げとなることを防止するため、かかり代を十分に設ける等の落下防止対策の必要性を周知し、改善の指導を行います。

③天井等の落下防止対策

平成 23 年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことをふまえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

そこで、既存建築物について定期報告制度等を活用した情報把握を行い、建築物の所有者等に基準を周知し、脱落防止措置を講じて安全性の確保を促進します。

④家具の転倒防止対策等

家具の転倒等により地震時の死傷の原因及び避難通路の妨げとなるおそれがあるため、家具の転倒防止対策の重要性や、その対策ともなる耐震シェルターや耐震ベッドの設置、居間・寝室などの部分的な改修について周知し、対策を促進します。

⑤感震ブレーカー等の設置による震災時の火災対策

過去の大震災における火災の原因の多くが電気に関係するものとされており、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーはその有効な対策とされているため、設置の重要性を周知し対策を促進します。

（２）被災建築物応急危険度判定等の体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラス・屋根瓦の落下、附属設備等の危険性を判定する『応急危険度判定士』や『被災宅地危険度判定士』の確保と人材育成のため、登録講習会や現場研修会への開催について周知に努めます。

（３）倒壊等により周囲に危害を及ぼす恐れのある空き家への対策

少子高齢化の進行に伴い、今後、大規模な地震が発生した際に、倒壊等により周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがある空き家の増加が懸念されます。

このような空き家に関しては「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき制定した、「高岡市空家等の適切な管理及び活用に関する条例」による、必要な助言や指導、支援などを行います。

また、空き家を放置されないよう、県や不動産業者等の関係団体と定期的な情報交換や、関係団体が実施するセミナー等の普及啓発への支援を行うなど、より一層の連携・協力を図り、官民が一体となった総合的な空き家対策に取り組めます。

（４）土砂災害や急傾斜地の崩壊への対策

土砂災害や急傾斜地の崩壊から市民の生命や財産を守るために、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等に指定され、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域内において、危害が生じる恐れのある地区について、崩壊防止施設の整備を行っています。

（５）密集住宅市街地における災害に強い居住環境整備の推進

まちなかの密集住宅市街地については、平成 24 年度に実施した「既成市街地・現駅周辺地域都市構造検討基礎調査」を基に、密集市街地整備事業費等の国の支援事業を活用しながら、モデル地区等を対象に、防災性の向上を中心とした居住環境の整備に取り組めます。

4 耐震改修促進法に基づく耐震化促進策の周知等

(1) 耐震診断が義務付けられた大規模な建築物（※1）について

これらの建築物については、義務付けされた耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた場合は、早急に耐震改修や建替えが出来るよう、市は国や県と連携して必要な環境整備を進めます。また、建築物の所有者の費用負担を軽減させるため、本市と震災時の活用等に関する協定等を締結した施設に対し、国や県と連携して耐震改修に対して支援を行うこととし、支援制度を周知し、耐震化を促進します。

(2) 防災拠点施設（※2）について

防災拠点施設（大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物）として指定された場合、耐震診断が義務付けられる一方、耐震改修工事を実施する際に国からの補助率が 1/3 から 2/5 へ上乗せされます。

このため、市の地域防災計画に記載の官公署、病院、避難所等の防災拠点施設のうち、市が特にその耐震化を進める必要があるものとして県計画への位置付けを希望したものを県が指定することとなっていますが、現時点で、本市に指定施設はありません。

(3) 避難路沿道建築物（※2）について

本市の計画においては、富山県の計画と同様の判断に基づき、高岡市地域防災計画に定める緊急輸送道路（「旧：緊急通行確保路線」資料1参照）について耐震診断を義務化等する避難路として路線を指定しておらず、従って避難路沿道建築物はありません。

ただし、地震発生時における交通の確保は救出・救助活動、消火活動及び救援物資・要員輸送等の各種応急対策活動の基盤としてきわめて重要な課題であるため、地震が発生した場合の、緊急通行確保路線の通行の確保について、その重要性を周知します。

また、緊急通行確保路線については、広域的な避難・物資搬送等の観点から、橋梁の耐震化や長寿命化が進められているところであり、道路の整備・維持管理を担う道路部局をはじめとして、災害時に実際に使用する立場である警察・消防などの関係部局との連携を図っています。

（※1）耐震改修促進法附則第3条により耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられた不特定多数が利用する大規模な建築物

（※2）県又は市町村が耐震改修促進計画で指定した場合、耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられる建築物（要安全確認計画記載建築物）

高岡市緊急通行確保路線図（平成22年2月作成）

S=1:70,000

高岡市役所

榑田庁舎

図例	説明
(赤い点)	避難地点 (4箇所)
(緑の点)	広域避難場所 (8箇所)
(黒い点)	地域防災拠点施設 (2箇所)
(黒い三角)	避難病院 (4箇所)

- 高岡市緊急通行確保路線
- 内高岡市管理区域
- 新立町緊急通行確保線
- 内高岡市管理区域
- 新立町緊急通行確保線
- 内高岡市管理区域

緊急通行確保路線一覧表

No. 1

指定 区分		路線名	管理者	延長 (km)	区 間
第 1 次	1	能越自動車道	国土交通省	13.84	
"	2	国道 8 号	国土交通省	16.05	
"	3	国道 1 5 6 号	国土交通省	13.18	
"	4	国道 1 6 0 号	国土交通省	3.80	
"	5	国道 4 1 5 号	富山県	1.04	伏木矢田～米島
"	6	(主)伏木港線	富山県	5.26	伏木港町～伏木矢田，米島～広小路
"	7	(主)小矢部伏木港線	富山県	1.65	五十里～東海老坂
"	8	臨港道路西線	富山県	1.30	金屋～石丸
"	9	臨港北線	富山県	0.50	石丸地内
"	10	広小路中川一丁目線(A-547)	高岡市	0.67	高岡市役所前道路
		計		57.29	
第 2 次	1	国道 4 1 5 号	富山県	10.89	太田～伏木矢田，米島～吉久，姫野地内
"	2	(主)新湊庄川線	富山県	0.90	中曽根地内
"	3	(主)高岡停車場線	富山県	0.44	末広町地内
"	4	(主)富山高岡線	富山県	2.53	三女子～広小路
"	5	(主)高岡小杉線	富山県	4.01	末広町～上伏間江
"	6	(一)中川南町線	富山県	0.77	末広町～南幸町
"	7	中川一丁目能町線(A-370)	高岡市	0.26	高岡市役所周辺道路
"	8	羽広二丁目南幸町線(A-1)	高岡市	1.37	県指定路線 羽広～南幸町
		計		21.17	
第 3 次	1	(主)富山戸出小矢部線	富山県	8.78	常国～醍醐
"	2	(主)新湊庄川線	富山県	2.58	中田地内
"	3	(主)高岡羽咋線	富山県	3.92	和田～手洗野
"	4	(主)小矢部伏木港線	富山県	14.75	石堤～柴野(1.57)，国吉～五十里(2.49) 東海老坂～城光寺(3.89)，石堤～上野(6.8)
"	5	(主)高岡環状線	富山県	9.05	能町～野村(3.22)，三女子～上伏間江(3.70) 三女子地内(0.10)，上伏間江～佐野(2.03)
"	6	(主)高岡氷見線	富山県	1.51	片原横町～昭和町
"	7	(主)高岡青井谷線	富山県	1.70	駅南～大野(0.56)，大野～蓮花寺(1.14)
"	8	(主)福光福岡線	富山県	2.98	福岡町矢部～福岡町大滝
"	9	(主)押水福岡線	富山県	1.09	福岡町土屋
"	10	(一)中道国分線	富山県	1.48	伏木中央町～伏木国分
"	11	(一)中川南町線	富山県	0.90	中川～東下関
"	12	(一)五十里氷見線	富山県	0.24	五十里地内
"	13	木舟町大坪町一丁目線(A-12)	高岡市	1.07	平米小学校連絡道路
"	14	通町博労本町線(A-14)	高岡市	0.14	博労小学校連絡道路
"	15	博労本町 1 号線(A-26)	高岡市	0.31	"
"	16	横田町三丁目金屋町線(A-89)	高岡市	0.08	高岡西高、西条小学校連絡道路
"	17	横田町三丁目 1 号線(A-92)	高岡市	0.22	"
"	18	博労本町横田町二丁目線(A-128)	高岡市	0.18	博労小学校連絡道路
"	19	本町内免二丁目線(A-159)	高岡市	0.13	平米小学校連絡道路

指定 区分		路線名	管理者	延長 (km)	区 間
第3次	20	宝町古定塚線(A-172)	高岡市	0.10	市民病院連絡道路
"	21	宝町1号線(A-173)	高岡市	0.14	"
"	22	横田本町横田町三丁目線(A-255)	高岡市	0.56	高岡西高校、西条小学校連絡道路
"	23	大野2号線(A-358)	高岡市	0.24	芳野中学校
"	24	守護町二丁目上二上線(A-429)	高岡市	0.11	万葉小学校連絡道路
"	25	高陵町前田町線(A-452)	高岡市	0.31	定塚小学校、高陵中学校連絡道路
"	26	美幸町二丁目1号線(A-512)	高岡市	0.08	高岡西部中学校連絡道路
"	27	美幸町二丁目波岡線(A-513)	高岡市	0.30	"
"	28	高陵町5号線(A-541)	高岡市	0.10	高陵中学校連絡道路
"	29	片原町本郷一丁目線(A-546)	高岡市	0.53	川原小学校連絡道路
"	30	中川一丁目宝町1号線(A-643)	高岡市	0.20	市民病院連絡道路
"	31	二上35号線(A-875)	高岡市	0.23	万葉小学校連絡道路
"	32	駅南一丁目二塚線(A-926)	高岡市	3.10	駅南～二塚小学校
"	33	駅南41号線(A-957)	高岡市	0.58	下関小学校連絡道路
"	34	定塚町大野線(A-999)	高岡市	0.47	定塚小学校、高陵中学校連絡道路
"	35	北島駅南一丁目線(A-1000)	高岡市	2.35	県指定路線 清水町～駅南(1.45)
"	36	宝町10号線(A-1222)	高岡市	0.22	市民病院連絡道路
"	37	大野8号線(A-1243)	高岡市	0.20	芳野中学校連絡道路
"	38	太田11号線(B-11)	高岡市	0.22	太田小学校連絡道路
"	39	伏木東一宮5号線(B-125)	高岡市	0.27	伏木小学校連絡道路
"	40	伏木東一宮17号線(B-144)	高岡市	0.10	"
"	41	伏木矢田上町伏木古府元町1号線(B-220)	高岡市	0.21	古府小学校
"	42	伏木古府元町1号線(B-223)	高岡市	0.10	"
"	43	伏木古府元町3号線(B-225)	高岡市	0.37	社会保険高岡病院連絡道路
"	44	伏木古府三丁目西海老坂線(B-231)	高岡市	0.24	"
"	45	伏木古府三丁目6号線(B-309)	高岡市	0.05	"
"	46	雨晴伊勢領線(B-318)	高岡市	0.30	太田小学校連絡道路
"	47	太田54号線(B-319)	高岡市	0.17	"
"	48	伏木古府三丁目10号線(B-328)	高岡市	0.14	社会保険高岡病院連絡道路
"	49	下牧野21号線(C-22)	高岡市	0.29	牧野中学校連絡道路
"	50	上牧野下牧野線(C-43)	高岡市	0.68	"
"	51	中曽根15号線(C-58)	高岡市	0.32	牧野小学校連絡道路
"	52	中曽根姫野1号線(C-68)	高岡市	1.42	射水市緊急通行確保路線連絡道路
"	53	中曽根上牧野1号線(C-358)	高岡市	0.31	牧野中学校連絡道路
"	54	能町角1号線(C-423)	高岡市	0.34	能町小学校連絡道路
"	55	能町角5号線(C-432)	高岡市	0.32	"
"	56	能町58号線(C-442)	高岡市	0.34	"
"	57	能町64号線(C-448)	高岡市	0.07	"
"	58	角39号線(C-451)	高岡市	0.04	"
"	59	木津佐野1号線(D-1)	高岡市	0.57	木津小学校連絡道路
"	60	佐野29号線(D-80)	高岡市	0.15	南条小学校連絡道路

指定 区分		路線名	管理者	延長 (km)	区 間
第3次	61	清水町三丁目西藤平蔵線 (D-441)	高岡市	2.26	清水町三丁目～泉が丘～南条小学校
"	62	野村50号線 (D-442)	高岡市	0.30	野村小学校連絡道路
"	63	二塚28号線 (D-571)	高岡市	0.40	済生会高岡病院連絡道路
"	64	野村98号線 (D-716)	高岡市	0.17	野村小学校連絡道路
"	65	六家佐野線 (E157)	高岡市	2.40	国道8号六家～国道156号佐野
"	66	内島樋詰線 (E-168)	高岡市	0.72	五位中学校連絡道路
"	67	立野六家線 (E-552)	高岡市	0.40	"
"	68	柴野麻生谷線 (F-139)	高岡市	0.02	石堤小学校連絡道路
"	69	細池答野島1号線 (F-199)	高岡市	0.21	国吉小・中学校連絡道路
"	70	答野島手洗野1号線 (F-202)	高岡市	0.45	"
"	71	五十里国吉線 (F-272)	高岡市	0.15	"
"	72	柴野石堤線 (F-279)	高岡市	0.34	石堤小学校連絡道路
"	73	五十里西海老坂線 (F-284)	高岡市	1.75	県指定路線 五十里～西海老坂
"	74	答野島石堤線 (F-311)	高岡市	0.44	石堤小学校連絡道路
"	75	戸出町一丁目4号線 (G-4)	高岡市	0.95	戸出東部小学校連絡道路
"	76	戸出町一丁目戸出光明寺線 (G-10)	高岡市	0.32	戸出中学校連絡道路
"	77	戸出町一丁目戸出大清水線 (G-11)	高岡市	0.07	戸出東部小学校連絡道路
"	78	戸出町三丁目5号線 (G-41)	高岡市	0.33	高岡南高校連絡道路
"	79	戸出町五丁目3号線 (G-65)	高岡市	0.19	戸出西部小学校連絡道路
"	80	戸出光明寺戸出吉住新線 (G-201)	高岡市	0.68	戸出中学校連絡道路
"	81	戸出吉住新戸出吉住2号線 (G-305)	高岡市	0.33	戸出東部小学校～戸出中学校
"	82	戸出町二丁目戸出中学校線 (G-385)	高岡市	0.38	戸出中学校連絡道路
"	83	戸出町三丁目25号線 (G-424)	高岡市	0.20	"
"	84	戸出町一丁目11号線 (G-483)	高岡市	0.21	戸出東部小学校連絡道路
"	85	中町小泉新線 (H-12)	高岡市	0.55	中田小学校連絡道路
"	86	上麻生西中町線 (H-21)	高岡市	0.93	中田中学校連絡道路
"	87	下麻生常国線 (H-125)	高岡市	0.54	"
"	88	福岡下老子線 (I-4)	高岡市	0.46	福岡小学校連絡道路
"	89	荒屋敷・本領線 (I-56)	高岡市	1.10	福岡中学校連絡道路
"	90	荒屋敷・中学校線 (I-211)	高岡市	0.12	"
		計		85.32	
		合計		163.78	

(第1次) 県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路

(第2次) 第1次緊急通行確保路線とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路

(第3次) 上位路線を相互に補完する幹線道

(4) 各種認定制度等による耐震化の促進

「耐震改修計画の認定」や、新たに創設された「建築物の地震に対する安全性の認定」及び「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」については、以下のとおりの特例措置やメリットがあることから、建築物の所有者や利用者等へ周知し制度活用の普及促進を図ります。



国指定認定マーク

○認定制度の特例措置等の概要

認定	特例措置メリット等
耐震改修計画の認定 (法第 17 条)	耐震性を向上させるために増築を行うことで、容積率・建ぺい率制限に適合しないこととなる場合に、所管行政庁(※)がやむを得ないと認め、耐震改修計画を認定したときは、当該制限は適用されません。
建築物の地震に対する安全性の認定 (法第 22 条)	建築物の所有者が所管行政庁(※)に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、上記のようなマークを建築物等に表示することが出来ます。
区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定 (法第 25 条)	「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有権建築物(マンション等)は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件を区分所有者および議決権の各 1/2 超に緩和(区分所有法の特例で、特例が無い場合は 3/4 以上)

(※) 所管行政庁とは、耐震改修促進法第 2 条第 3 項の「所管行政庁」をいう。(富山県、富山市、高岡市)

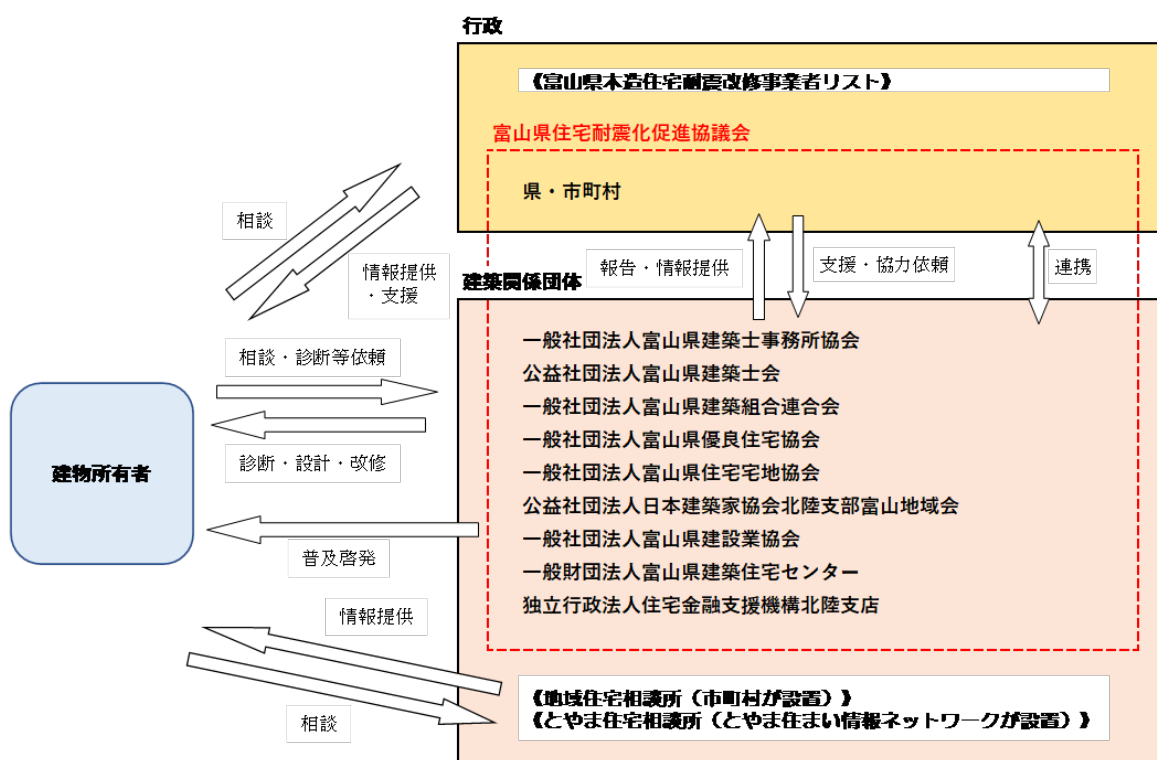
一第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等一

1 相談体制の充実

高岡市では、都市創造部建築政策課に窓口を設置するとともに、地域住宅相談所として、高岡市空き家活用推進協議会と連携し、「空き家と住まいの総合相談所」を設け、木造住宅の耐震に関する点検方法や補強方法の概要などの耐震化促進へ向けての普及啓発に努めます。また、建築関係団体で構成しているとやま住まい情報ネットワークが設置している「とやま住宅相談所」を情報提供の場として活用していきます。

さらに、建築防災週間や防災に関する各種行事やイベントの際には、市民へ建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図ることや建築関係団体へも耐震化へ向けての普及啓発活動を促進します。

◆関係機関と連携した相談体制イメージ



※とやま住まい情報ネットワークとは、（一社）富山県建設業協会、（公社）富山県建築士会、（一社）富山県建築士事務所協会、（一社）富山県優良住宅協会及び（一財）富山県建築住宅センターを正会員とし、富山県土木部建築住宅課及び富山県消費生活センターを協力会員とした住まいづくりに対する意識の向上や支援を行うとともに、住宅相談や住情報の提供を行うことにより、豊かな住生活の実現に貢献することを目的としている団体。

2 パンフレットや耐震改修工事事例集の活用

(1) パンフレット等の活用

本市では、窓口へ耐震診断や改修の相談に来られた方に木造住宅の耐震診断・改修支援事業を紹介するリーフレットや耐震改修工事事例集を活用し、支援事業や改修方法について説明をしています。今後も引き続き、耐震化についての低コストな工法、支援制度等について、情報提供を行います。

◆パンフレット及び耐震改修工事事例集



（２）ホームページの充実と広報誌等の活用

本市は、県と協力し、ホームページ、行政広報誌、パンフレット、新聞やテレビなどの様々な手段を通じて、木造住宅耐震診断・改修支援事業の活用を市民に広く働きかけ、その活用の促進を図ります。

（３）講習会等の開催

自治会等の求めに応じて現地へ出向き、耐震化の必要性や支援制度などを直接住民に説明するなどの出前講座等を実施し、普及啓発を図ります。また、総合防災訓練などの機会に耐震化についての相談窓口を設置するなど、直接住民に周知する活動を実施し、普及啓発を図ります。

３ 地震防災マップを活用した啓発活動

住宅・建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することが出来るよう、市の地震防災マップ等を活用した普及啓発活動に県と連携して取り組みます。

４ リフォームにあわせた耐震改修の推進

市及び県の住宅相談窓口、建築関係団体において、リフォームに関する相談時等を活用し、より効率よく実施することが可能な、リフォームにあわせた耐震改修の推進を図ります。また、各種行事やイベント等の際には、快適な住環境は、居住性ととも安全性の確保（耐震化）が重要であることを普及啓発し、リフォームにあわせた耐震改修の誘導を図ります。

リフォームにあわせた耐震改修として、大規模な住宅において使用していない部分の減築や重い屋根材を軽くするなど、様々な手法もあわせて周知すると共に、湿度の高い富山県においては、構造部材の老朽・腐朽化により建物本来の耐震性能が発揮できないケースもあることなど、その維持管理の大切さについても周知を図ります。

また、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物の省エネ化の推進や長期優良住宅化リフォームの推進、県産材の利用促進など、耐震化以外のリフォーム等推進施策と連携した啓発活動を行います。

5 防災査察・定期報告を活用した啓発活動

建築防災週間に実施している防災査察や、建築基準法第 12 条第 1 項による定期報告の機会を活用し、多数の者が利用する建築物等の所有者へ耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性について普及啓発を図ります。

6 町内会等との連携

住宅の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、町内会等の自主防災組織などと連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行います。

7 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組み

旧の耐震基準（昭和 56 年 5 月以前に着工）に基づいた住宅の所有者に対し、市町村が主体となり、戸別訪問やダイレクトメールの送付等により直接的に住宅所有者へ住宅耐震化を促します。また、県の木造住宅耐震診断支援事業を利用した住宅所有者に対し、県と市町村が連携し、耐震診断結果報告時に、チラシ等の配布・説明、費用目安の提示、改修事業者リストの提供等により耐震改修を促すとともに、耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話連絡等の方法により耐震改修を促します。

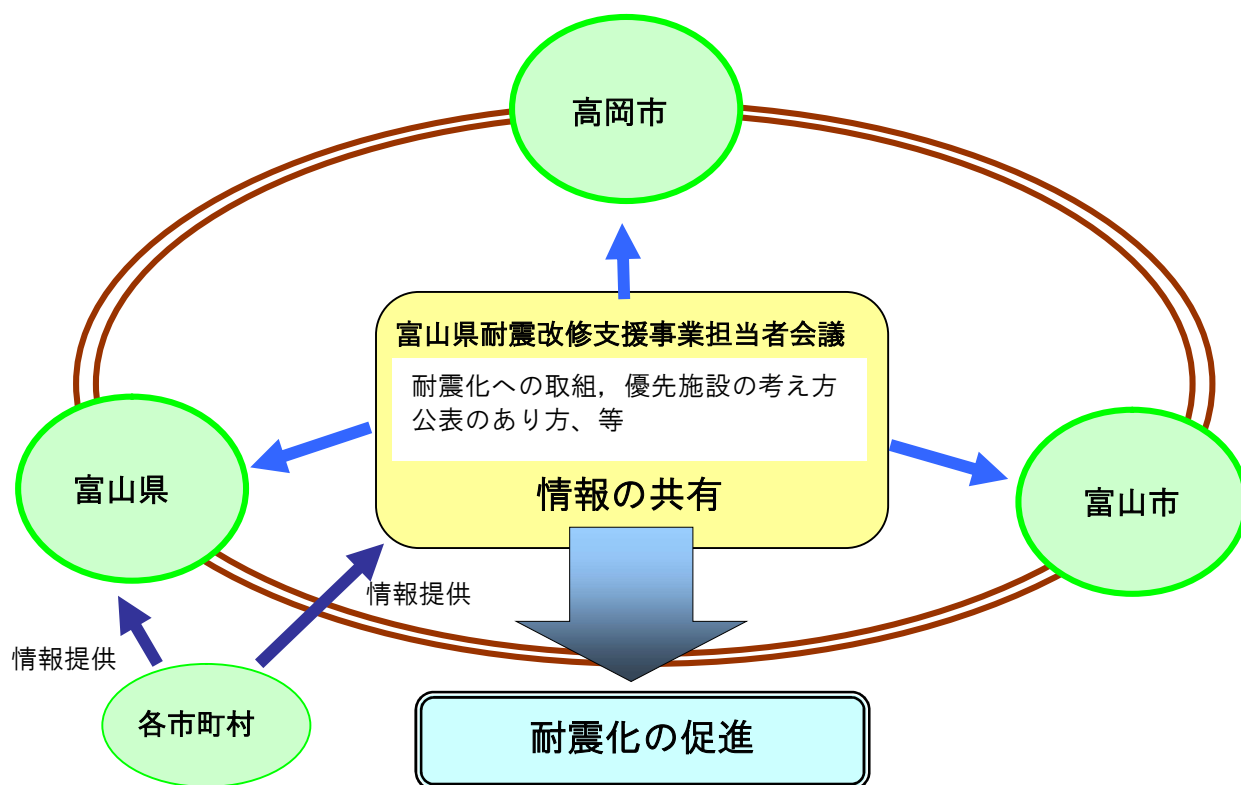
また、高齢者が住む住宅は旧の耐震基準に基づいた住宅であることが多いことから、ホームページやパンフレットなどの広報だけではなく、よりきめ細やかで充実した啓発活動が必要となります。高齢者の自主組織である老人クラブなどと連携した周知活動を行うなど、きめ細やかな啓発活動を行います。

引き続き、ホームページ等による全ての人に対する啓発に加え、耐震化が必要な住宅の所有者を対象としたピンポイントの啓発活動のあり方など、より効果的な啓発手法を検討し、実施していきます。

8 所管行政庁との連携

所管行政庁である高岡市は、富山県及び富山市と互いに連携し、指導・助言等のあり方について情報の共有を図り、耐震化の促進に努めます。なお、情報の共有にあたっては、県及び市町村の建築行政担当者（耐震担当者）で構成する「富山県耐震改修支援事業担当者会議」や特定行政庁等で構成する「富山県建築行政会議」を活用します。

◆所管行政庁との連携のイメージ図



(※) 特定行政庁とは、建築基準法第3条第1項35号の「特定行政庁」をいう。(富山県、富山市、高岡市)

<お問い合わせ先>

高岡市都市創造部建築政策課

〒933-8601 高岡市広小路7番50号

TEL : 0766-20-1429

FAX : 0766-20-1477